

平成 26 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 2 1

平成 26 年 6 月 16 日（月曜日）

文教福祉委員会会議録

平成26年6月16日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時56分閉議（実時間112分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第57号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第63号・八代市立図書館条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市新型インフルエンザ等対策行動計画について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	北岡博君
教育部次長	増住真也君

教育部首席審議員兼 学校教育課長	塚副徹君
---------------------	------

教育施設課長	有馬健一君
--------	-------

図書館館長	濱田大祐君
-------	-------

健康福祉部長兼 福祉事務所長	上田淑哉君
-------------------	-------

健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	山田忍君
---------------------	------

長寿支援課長	小林眞二君
--------	-------

障がい者支援課長兼 障がい者虐待防止センター所長	秋田壮男君
-----------------------------	-------

こども未来課長	白川健次君
---------	-------

国保ねんきん課長	中村伸也君
----------	-------

健康福祉部理事兼 健康福祉政策課長	碓塚康浩君
----------------------	-------

健康福祉政策課副主幹兼 政策係長	續良彦君
---------------------	------

はつらつ健康課長	蒲生尚子君
企画振興部	

企画振興部理事兼 千丁支所市民福祉課長	鶴田英治君
------------------------	-------

○記録担当書記 小川孝浩君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 改めて、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題と

し、説明を求めます。

それでは、まず、教育部から、歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。

議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号でございますが、第9款・教育費で、補正額2457万6000円をお願いいたしております。

その詳細な内容につきましては、増住教育部次長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）きょうは大変お世話になります。それでは、座りまして説明させていただきます。

予算書の3ページをお開きをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に、補正額2457万6000円を追加し、補正後の予算額を46億9172万円とするお願いでございます。

項ごとの内訳でございますが、項2・小学校費に2174万6000円、項3・中学校費に33万円、項7・社会教育費に250万円を、それぞれ計上しております。

それでは、歳出の内容について説明いたします。15ページ、お開きをお願いします。

一番下の表、款9・教育費、項2・小学校費でございます。

目1・学校管理費に、補正額1314万6000円を計上しております。これは、松高小学

校において、平成27年度に教室不足が生じる見込みとなったことから、既存の少人数教室、図工室、それから、準備室を普通教室へと改修して対応しようとするもので、その改修に伴う整備費でございます。なお、特定財源の地方債1240万円は、合併特例債を活用する予定でございます。

松高小学校につきましては、26年度に普通教室が1クラス、また、27年度にも普通教室がもう1クラスの計2クラスが増加するという見込みを立てておりましたが、ことし1月に、特別支援教室1クラスの追加が決定されたことから、26年度、27年度合わせて3クラスが増加する見込みとなり、対処が困難となったものでございます。

そこで、全体の対応策といたしまして、今年度内に既存の図工室等を改修し、普通教室を準備することで、27年4月からの普通教室不足に備えるとともに、来年度、27年度におきましては、特別教室棟を増築して、特別教室や少人数教室の不足と今後の生徒数の推移に柔軟に対応しようというふうに考えております。

次に、目2・教育振興費、補正額が60万円。財源につきましては、全額、県の委託金となっております。これは、県が独自に作成しています道徳教育用郷土資料の熊本の心を活用して、道徳教育の充実を図ろうという事業で、今年度、千丁小学校が推進校に指定されております。

節8・報償費及び節9・旅費につきましては、研修会講師の招聘及び道徳教育の指導者養成研修や先進地視察に係る経費、節11・需用費及び節12・役務費は、印刷製本費等の事務費でございます。

目3・学校建設費の補正額800万円は、先ほど説明いたしました松高小学校において、27年度に増築を予定している特別教室棟の増設に伴う実施設計委託費でございます。

なお、特定財源の地方債 760 万円は、合併特例債を活用する予定でございます。

16 ページをお開きをお願いいたします。

項 3・中学校費、目 2・教育振興費、補正額が 33 万円でございます。これは、今年度、坂本中学校が防災教育研究校として、県の指定を受けたことから、補正をお願いするもので、坂本中学校において、防災教育、それから、防災管理、組織行動の実践的な研究を行うことで、防災教育の指導カリキュラムの整備や他の地域の実践モデルとして役立てようという取り組みでございます。

節 8・報償費及び節 9・旅費につきましては、研修会講師の招聘や先進地視察に係る経費、節 11・需用費及び節 12・役務費は、切手代や看板作製等に係る事務費でございます。

なお、特定財源でございますが、県の補助金が 10 万円、その他は、公益財団法人熊本県学校保健会、それから、一般財団法人熊本県 P T A 教育振興財団から、それぞれ 10 万円ずつの助成を予定しております。

次に、項 7・社会教育費、目 1・社会教育総務費に、補正額 250 万円を計上しております。

特定財源につきましては、全額、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金でございます。このコミュニティ助成は、宝くじの収益を財源として、自治総合センターが地域のコミュニティ活動を支援しているもので、今回、鏡町内田区自治会の我宝丸太鼓や祭事衣装の整備に伴う経費について、助成が決定されたことから、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 橋本です。

項 3・中学校費の中ですね、目 2 の教育振興費で、先ほど坂本中学校の防災教育に使われるということだったんですけども、その終わった後ですね、いろいろなアンケートとか、あるいは状況とかですね、結果等もあると思うんですけど、そういったところの発表というのを、こういった形で発表にされるおつもりなのかを、ちょっとお聞かせていただきたいんですけども。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 塚副教育部首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）学校教育課の塚副です。よろしくお願いします。

議員お尋ねの件ですけれども、取り組みをどのように、他校に広めていくのかということで、平成 27 年度の中期に研究発表会を開催する予定です。市内全小中学校から、できるだけ多くの先生方に参加いただくとともに、県内の各小中学校にも参加を呼びかけて、坂本中学校の取り組みを広く活用していただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。（委員橋本隆一君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。松高小学校の件なんですが、今、児童数が結構ふえてるという状況があつて、そのふえているのは、例えば、

5年後、10年後どうなるのかというところまでの推移を、ある程度加味した上での今回の補正だろうというふうに思うんで、その辺の推移を、ちょっと教えていただけますかね。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、有馬健一教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。教育施設課、有馬でございます。よろしくお願いします。

今後の松高小学校の児童数の推移についてでございますけども、まず、小学校の学級編制について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。基本的に、1クラス40人学級でございますけども、1学年と2学年については35人学級ということとなっております。

そういった中で、これまででもですね、1、2年生のですね、5クラスというのはあったんですけども、平成25年度につきましては、1年生から6年生まで全て4クラスということになっておりました。今年度、1年生の入学の児童数がですね、この普通学級に通う児童さんの数がですね、152名ということで、140名を超えますと5クラスになるということになっておまして、来年度以降ですね、の児童数の推移につきましては、住民票のですね、数を調査いたしまして、まず、松高校区にですね、純粋な松高校区の数につきましては、徐々に減少をしていくというふうな数字が出ております。それとあわせまして、特別通学区域です、地区ですね、これが、松高小学校とそのほかの学校に、どちらでも通学することができるという地区なんですけども、これにつきましては、町内が、古閑中町、松崎町、横手新町、松江町、大島町、この町内にですね、この特別通学地区がございまして、この数のですね、約半数が松高小学校に通学しているという現状をもとに、住

民票からの数字を勘案しますと、大体140名前後でですね、推移していくというふうに予測をいたしております。

それとあわせましてですね、八千把地区の区画整理事業、この中のですね、昨年度末に開通しました北部幹線道路より西側の地区につきましては、この古閑中町の特別通学地区でございまして、ここはかなり住宅、またはアパート等がふえてきているというところからですね、今後松高小学校へ通う児童が増加するというふうな予測をいたしております。

あわせまして、特別支援教室、これに通う児童さんがですね、徐々にふえてきているという状況がございまして、今年度が35名いらっしゃいまして、5年前で申しますと14名、その前、10年前になりますと5名ということで、徐々にこの特別支援教室に通われる児童さんがふえてきているという状況がございまして、ということで、特別支援教室が今年度6クラスになったということで、この特別支援児童がですね、今後どのくらいふえるのか、そこらあたりが、まだ不透明ではございますけども、この数でですね、大体推移するのではないかとということ予測しております。

ということで、今までも、この松高小学校の特別支援教室につきましては、普通学級を半分に分けてですね、教室をつくっておりましたけども、いよいよもう、そこをつくるですね、スペースが、教室がなくなったということで、増設をする必要があるということで、今回の計画に至ったところでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そこでですね、校区においては、松高小学校について、今、減少傾向にあるというような状況が、今お話しがあつて、それ以外の通学区域の部分において、何町

内かありましたけども、そこについては、半分ぐらいは松高小学校に通っているということで、どんどんふえてきている。あと、北部幹線の部分ができたがゆえに、また、それが人口がふえているという状況があるという説明でありましたけども、そこで、通学区域の変更というふうな部分で、その辺の議論がなされたのかという、松高小学校に全てそちらのほうは行かなければならないということじゃなくて、通学区域をここまでしますよといったら、今度は、八千把小学校もしくは、太田郷はちょっと難しいですかね、あとは松崎校区からでも、八代小学校に通うことができるという、こういう通学区域の見直しという部分が検討されたのかどうか、その辺はいかがですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副徹教育部首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、失礼します。

特別地区につきましては、学校教育課内で検討をいたしました。それから、次長、部長、教育長のほうとも協議をし、教育委員会に諮って承認をいただいたところです。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 協議が行われたということなんですが、どのような協議が行われて、どういう結果になってというふうな、要するに、特別通学地域は、今の既存のままであるというふうに、結論に至ったというふうな話でいいんですかね。どのような協議がなされたのか、その辺ちょっと教えてください。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副徹教育部

首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。現在北部幹線道路のほうのところですが、以前は、宅地にしてありませんで、家が建っておりませんでした、そこにどんどん家が建っているような状況です。その北部幹線道路よりも西側の地区の方々が、八千把小学校よりも松高小学校のほうが、通学距離が短いというようなところもありまして、そちらのほうに行きたいというようなところで、まだ、そこは古閑中町の地区になりますので、八千把小学校に行かなければならないということがありました。そこで、新しく家がどんどん建っておりますので、そのところをどのようにしていこうか、どちらの地区にしていこうかということで検討いたしまして、やはり、安全面、また、距離等を考えまして、そのところを特別地区ということで、八千把小学校なんだけれども、松高小学校に行っても構わないという地区に指定したわけです。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。新しくそういうふうな形でできた部分はわかりますけども、例えば、八代小学校の北側にあるところについては、もうすぐ松崎町というところがあるんですね。松高小学校に通うよりも、八代小学校に通ったほうがいいという、そのところの部分については、八代小学校は、まだキャパシティーというか、児童数を受け入れる部分がありますんでね、その辺のところでの調整という、今回松高小学校の増築を考えるに当たって、その辺の全体的な枠のことを考えて、そして、この増築しますよという話ならいいんですけども、ただ単に、何も考えずに、その区割りを何もせずに、ふえたから建てる、ふえたから建てるというふうな話だとですね、今後そういうふうな

形に、道が1本ができれば、そこに町がまた、人の流れが変わってきますんで、そういう状況が、次から次に出てくる、となると、八代市全体、もしくは中心の人口の集中しているところについては、例えば、代陽小学校でもそうですし、いろんなところでですね、見直しが必要じゃないかということをお願いしたいわけなんですけども、その辺についてはいかがですか。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。今、堀口議員のほうからお話をされました、例えば、今、お話しをされました八代小学校あたりの北側、すぐ北側ですね、松崎町ですとか、そういうところを特別地区にというお話ですが、実は、この部分につきましては、まだ議論をしてはおりません。ここにつきましては、もちろん今から検討していく必要があるだろうなというふうに思いますが、今の状況でしたら、間違いなく松高校区と、1つの校区内に入っておりますので、この中を特別地区にしていくということに関しましては、もう既に住宅も密集しているような状況がある中でございますので、また長年の経緯というのもございますので、ここの部分につきましては、地域の方々とも十分理解を得ながら進めなければならないかなというふうに思っております。具体的には十分な議論はしていないというところでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今後検討していただきたいなというようなところで、そこは要望しておきますけども、もう一つ、今度生徒数、——児童数がふえるということになると、先生方もふえるという状況があるんだろうと思うんですね。そうすると、松高小学校に、私何回か行っ

たことがあるんですけども、職員室が余りにも狭隘じゃないかというふうな部分で、通るにも、先生と先生の間をすり抜けて行かないといけないという現状があると思うんですけど、その辺の職員室の先生方の部分については、どういうふうにお考えなのか、ちょっとその辺を聞かせていただければと思います。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬健一教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今回の学校のですね、増築をするということで、教室が少し余裕ができるかなというふうには考えているんですけども、職員室周りにつきましてはですね、職員室自体を広げるというのが、今のところは考えてはおりませんけども、将来的に隣の部屋等をですね、関しまして、教職員数に応じてですね、そういった職員室の改築等も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。教育委員会の認識だけ、ちょっと確認させていただきたいんですけども、やはり、狭いというふうに感じているの、どうなのか。前の経緯をお聞きするところによると、廊下を潰して職員室を広げたという経緯があるんですけども、その辺について、今の松高小学校の職員室が狭いという認識に立っていらっしゃるのか、それとも、今のままでいいというふうに思っていらっしゃるのか、その辺のところをお聞かせください。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） 塚副徹教育部首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、失礼します。

松高小学校のほう、私も行ってまいりました
が、職員室、本当に狭いです。廊下を潰して職
員室にされてますし、今現在特別支援教育支援
員の方は、もう職員室に入ることができずに、
別室で対応されているというような状況ですの
で、やはり、職員室は狭いというふうに感じて
おります。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その辺も含めてです
ね、この校舎の増築に係る部分については、検
討も必要だと、今、有馬課長もおっしゃいまし
たけども、検討していかなければならないとい
うことでございますので、その辺の配慮も、先
生たちが安心して子供たちに教えることができ
る、ストレスがないような状態ですね、教育
ができるような環境づくりを、ぜひお願いをし
ておきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありません
か。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員
長。

○委員（西濱和博君） はい。私も、今、堀口
委員の御発言がございましたが、小学校の学級
編制、それと通学区域のこと、とりもなおさ
ず、学校の環境づくり、施設整備に関連します
ので、関連事項ということでお尋ねしたいとい
うふうに思いますが、今まさしく、学級編制の
法令が変わって、私も、今回一般質問で取り上
げさせていただきましたけれども、あわせまし
て、市教委におかれましては、学校規模の適正
化検討を進めていらっしゃるというさなかでご
ざいます。

そうした中で、学校規模適正化という概念で
ございますけれども、小規模、子供さんたちの

環境が、なかなか行き届かないということで、
統合していくという向きも、一方で理解します
が、一方では、大都市を中心に、都市部におい
ては、松高小学校、八千把小学校に見られます
ように、クラス数がふえているという、この現
状にいかに向き合うかが大事というふうに、い
ろんなところで指摘されているというふうに思
います。

現在、今、国・県とも12から18クラス、
小学校においてですね、学年でいうと2から3
が適正なクラスと言っておりまして、市の教育
委員会も多分そういうふうな意識でいらっしや
ると思います。松高でいうと、今もう4クラス
から5クラスということと、あと支援学級もふ
えていらっしやるということからしました場合
に、今こそ、市町村合併しまして、人口の動態
も踏まえなきゃいけないんでしょうけれども、
校区の特別地区も含めての通学区域の弾力化で
すね、これについては、マクロ的に見るんじゃ
なくてから、どういうふうに地域があるかとい
うことを総合的に見る必要があるんじゃないか
なというふうに、私個人考えるところがござい
ます。

といいますのも、八千把校区の、今回区画整
理事業区域内の古閑中の一部については、私
は、教育委員会の議事録も拝見させていただき
ましたけれども、議論の内容、議論にかけられ
た時間がですね、非常に少なかったんじゃない
かなというふうに、個人的に思います。今の教
育部長も、お話ありましたが、この件について
は、地域の方々の声も聞くということでござい
ましたけれども、少なからざるも、八千把校
区の今回の自由地区、特別地区の設定に当たっ
ては、八千把校区と松高校区の関係の皆さんに
お話しされていないという事実も明らかになり
ましたので、今後ですね、学級編制、それか
ら、施設整備、それから、子供ための学校通学
のあり方ということを考えた折には、そういう

ことを総合的にですね、ぜひ、考えていただきたいというふうに思いますし、また、今後の適正化規模の検討にあってもですね、そういうことも加味して検討すべきだというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。今、西濱議員のほうからお話をいただきましたが、その通学区域の弾力化といいますか、そういうものですね、それから、今後住宅が密集していく、要するに人口が、市内の中で全体の児童数が減少していく中で、ある部分につきましては、ふえていくというような状況が生まれてまいりますので、それらに対してどう対応していくか、どう弾力化を運用してですね、そして、新たな人口増の部分につきましては、どう対応していくかということにつきましては、教育委員会、またはいろんな会議の中でも検討してまいりたいというふうに考えております。（委員西濱和博君「はい、よろしくお願いいたします。以上です」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、ないようでありますので、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、以上で、第9款・教育費について終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午前10時26分 小会）

（午前10時29分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、健康福祉部から歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の上田でございます。

それでは、議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号中、健康福祉部が所管いたします、第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして、山田次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）次長の山田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきまして、説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） それでは、こちらです。別冊となっております議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号をお願いします。当委員会付託分のうち健康福祉部所管分について、御説明します。

まず、3ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額388万2000円を追加し、補正後の予算額を100億2324万円と、それから、項2・児童福祉費で1億4914万200

0円を追加し、補正後の予算額は84億5110万9000円としております。民生費の総額では、2つ上になりますが、213億3058万2000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で809万2000円を追加し、補正後の予算額は16億7668万1000円としております。衛生費の総額では、1つ上になりますが、38億2045万2000円としております。

続きまして、11ページをお願いします。

歳出の具体的内容を説明します。下の表になりますが、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、322万円を計上しております。これは、現在国が推進しております、できる限り住みなれた自宅や地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制づくりに向けた、在宅医療介護連携推進モデル事業に係る経費でございます。

その主なものでございますが、まず、節8・報償費36万円は、介護関係者と医療関係者の連携強化を図るための研修会開催時の講師謝礼、節11・需用費38万8000円は、市民啓発用のチラシ作成費、次に、12ページになりますが、節13・委託料227万6000円は、このモデル事業を推進する在宅医療介護連携推進員1名の人件費及び事務費、それから、節14・使用料及び賃借料14万6000円は、研修会開催時の会場借り上げ料でございます。

なお、特定財源としまして、県からの補助金が全額ございます。

また、同項、目4・障害福祉対策費で66万2000円を計上しております。これは、本年4月の制度改正で、障害程度区分が障害支援区分へと変更となったことに伴う判定ソフトの導

入に係る経費でございます。

まず、節13・委託料17万3000円は、新ソフトのセットアップ委託料、また、節18・備品購入費48万9000円は、データベース管理ソフトウェア及びライセンス購入費でございます。

なお、特定財源はございません。

次に、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で751万1000円を計上しております。これは、放課後児童クラブの開所時間延長を支援する事業でございまして、該当の18クラブの従事者の賃金の増加額に対応する委託料の増額分でございます。

なお、特定財源として、国及び県からの補助金が、それぞれ3分の1ございますが、そのほかに子育て支援強化事業費補助金の保育緊急確保事業費補助金への変更で、国・県の負担割合などの見直しがなされたことによる歳入組み替えでの増額で、特定財源の国県支出金欄に629万5000円を計上しております。

また、目3・保育所費で1億4163万1000円を計上しております。これは、私立保育所の施設整備事業を補助するものでございます。内容としましては、井揚町にあります杉の実保育園の園舎改築費の補助対象経費1億7836万7000円の4分の3の補助金1億3377万4000円と、坂本町にあります真愛保育園の屋根改修費の補助対象経費1047万6000円の4分の3の補助金785万7000円でございます。

なお、特定財源として、県からの補助金が3分の2ございますが、そのほかに、先ほどと同様の補助金の変更で、国・県の負担割合などの見直しがなされたことによる歳入組み替えでの増額で、特定財源の国県支出金欄に1億320万5000円を計上しております。

続きまして、13ページになりますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛

生総務費で809万2000円を計上しております。これは、温泉井戸の湯量の減少と濁りにより、本年1月から休館し、大変御迷惑をおかけしております千丁地域福祉保健センター、通称パトリア千丁において、泉源井戸自体が使用可能かを判断するための揚湯試験の業務委託料でございます。

なお、この揚湯試験の業務委託料には特定財源はございませんが、こんにちは赤ちゃん事業等補助金の保育緊急確保事業費補助金への変更で、国・県の負担割合などの見直しがなされたことによる歳入組み替えでの増額で、特定財源の国県支出金欄に119万9000円を計上しております。

これで、平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号の健康福祉部所管分の説明とします。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。在宅医療介護連携推進モデル事業について、お尋ねいたします。

当モデル事業に関してはですね、国も非常に力を入れてるちゅうことで、早速本市が、それをモデル事業とされることに対しては、非常に期待を持っているんですけども、委託をされるのは、委託ということで、本市における、どこか専門的な機関なのか、そして、委託先をされたところの核となる専門職員というのは、補完されているのかというところを聞きたいんですけども、どうでしょうか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林眞二長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ

り）長寿支援課の小林です。よろしくお願いいたします。

まず、委託先でございますけれども、まず、その推進員さんのですね、選任の件なんですけれども、今回ですね、県のほうからモデル事業の打診がございまして、4月に入りましてからですね、この事業の計画に取り組んだわけですが、この推進員さんとなるべき方というのは、介護の知識であり、医療の知識であり、両方の制度にですね、たけた方ということで、そういった資格ですとか、知識をお持ちの方が必要だということでしたので、私どものほうとしましては、人選のほうをですね、熊本県の介護支援専門員協会八代支部の御協力を得まして、適任の方を御推薦をいただいております。

委託先としては、その方が、現在お勤め先ですね、事業所の法人と委託をする予定としております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございました。

今の段階では、具体的な委託先等の施設名というのは、まだ出せないですよね。そういうことで、ありますということだけで了承させていただいてよろしいですか。（「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）

了解しました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、関連なんですけれども、県南地域のモデル地区として、県から強い要請があったというお話でございましたけども、このモデル地区になったならば、毎年この部分の事業を進めていかないといけない、た

だ、単年度で1年間で終わりなのか、もしくは、これから10年、20年というふうに、これをやっていくのか。それがわからないから、モデル地区として1回やってみて、だめだったときには、もうやらぬよという、こういう話なのか。その辺のモデル地区としての位置づけというのは、どういうふうな形になってますか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。今回はですね、現在、国のほうでも審査をやっております、医療法、介護保険法のですね、改正法案、この中では、来年度以降、27年度の4月1日以降の地域包括ケアシステムの推進に向けた必要な取り組みがですね、盛り込まれているというところですけども、それに先駆けまして、熊本県は、介護側からのですね、取り組みといたしまして、今回のモデル事業を立ち上げました。それを受けまして、八代市の介護側の取り組みとして、この取り組みを行うということなんですけれども、予定としましては、このモデル事業は単年、単年度で終了するというところなんですけれども、この事業そのものがですね、今後引き続き必要だというふうに考えておりますので、財源といたしましては、新たな国のほうですね、基金が設けられて、来年度以降医療介護の連携のためのですね、事業が行われると聞いておりますので、その中に盛り込まれれば、継続してですね、私たちも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。小林課長、ありがとうございました。

いや、実は、その財源のところを聞きたかったところなんです。ずっと毎年やっていくな

らば、これは一般財源でしか充当できないのかというふうに思ったものですから、国のほうのそういう制度があって、補助対象になるという部分があるならばいいんですけども、そこはわかりました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。障害福祉システム事業の66万2000円の部分、これについて、補正予算の概要というふうな部分で説明を受けたときなんですけれども、まず、厚労省のほうが開発をしたという状況が、システムを開発して、無料で全部、無償でお配りしましたよと。しかし、それに、このソフトがないと、このやつは動かないよという部分の御説明だったような気がするんですけども、そんなのありかなというふうに思うんですよ。だって、厚労省が開発してですよ、皆さんにお配りするならば、当然皆さんが使えるような形でお配りしないといけないんですけども、その辺に疑問はお持ちじゃなかったですか。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。

○委員長（中村和美君） 秋田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） 障がい者支援課、秋田でございます。

今、お話にございましたとおり、この1次判定ソフトは、国が開発をいたしまして、全国の市町村に配付をいたしました。無償配付でございました。

ですが、八代市の利用のやり方、各自治体で利用の仕方が少しずつ違うわけですが、本市の利用のやり方の場合、データベースのソフトが必要になるということでござい

す。パソコン1台だけで、全て完了させるような利用の仕方をしている自治体は、本ソフトは必要ないといったことでもございました。ですので、やむを得ないということで、今回購入するものでございます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。それぞれ自治体で違うんで、このソフトが要らない自治体もあるというのと、八代市はそれが必要だという、その違いはどういう違いがあるんですかね。何かリンクしているという話ですか。

○委員長（中村和美君） 秋田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。八代市の場合は、判定ソフトにつきまして、クライアントサーバー型という形で利用いたしております。これは、サーバー内の仮想領域内に、本体のデータベースを保管いたしまして、各クライアント端末機9台で、このデータベースを共用して利用するというスタイルでございます。大きな自治体の場合は、ほとんどこのスタイルで利用するわけでございますが、この場合は、データベースのソフトが必要になるということになります。

これに対しまして、小さな自治体の場合は、パソコン1台の中に、判定ソフトとデータベースソフト、両方とも取り込むことができますが、1台の中で完結させてしまう場合については、データベース管理ソフトは必要ないという仕様上の仕組みでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。厚労省が開発して、どうぞ、これで今度運用してくださいという話をする中において、しかし、これが必要で

すよというのは、何か合点がいけないところがございます。

それとですね、今回の委託料というふうな部分が、このライセンス、ソフトを購入する、データベースのソフトを購入するというのは理解するところなんです、その購入したらば、自分たちで、それはインストールできないのかなという、委託を17万3000円も出してね、普通、いろんなソフトがある中においては、自分たちでできるような部分があるんですけども、これは、委託をしないとできないソフトなんです。それとも、職員の中で、パソコンに詳しい方はたくさんいらっしゃると思うんですね。17万3000円が惜しいわけじゃないんですけれども、職員でできないのかというふうなところの疑問があったもんだけ、ちょっと質問させていただきます。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、秋田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。ただいまの御質問でございますが、この作業につきましては、情報政策課のほうとも協議をいたしまして、職員での対応ができるかどうかは確認をいたしております。情報政策課のほうとしては、職員での対応は無理ということでございます。

なお、委託の内容でございますが、データベースの管理ソフトを入れかえる必要がございます。これは、仮想サーバーの領域内とクライアント9台分でございますが、このデータベースと管理ソフトを入れかえるという作業、データベースを構築するという作業、それから、データベースの内容を移行させるという作業が発生いたします。

その理由でございますけれども、この支援区分への変りましたのは、本年4月受け付け分

ら適用となっております。したがって、現在既にですね、この支援区分の判定ソフトは必要な状況になっておりますので、現在は、関連する総合福祉システムを導入している業者が所有しておりました、サービス会社が所有するライセンスがございます。そのライセンスを一時的にお借りしてという状況でございます。現在既に、そのお借りしたライセンスでデータベースを構築してもらっていて、それをお借りした状態で運用しているという、仮に運用している状況でございますので、現在既に構築してしまっているデータベースを移行させるという作業が必要になります。マイクロソフト社のほうにも確認いたしておりますが、このデータベースの中身だけを移しかえるということはできませんで、一旦、今入れているソフトを削除した後に入れかえる、もう一回インストールし直すという作業になります。したがって、現在入っているデータを、一旦取り出しまして、データベースソフトを削除して、新しく入れ直し、そこに今まで使っていたデータをもう一回移し直すという作業になります。したがって、データベースの構築、その他の作業等が発生することから、情報政策課としては、職員の対応では無理という判断をしたということでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

今、お話を聞くと、そんなに難しいような作業ではないような気がするんですが、非常にプライベートな部分もあったり、いろいろするんでしょうけども、自分たちでできることについて、情報政策課のほうでできますかと、お聞きされたということについては、すばらしいなと思います。できなかったという判断ですけど

も、もう少し、何かこう、国のほうもですね、こういうふうなソフトがあるならば、これが必要ですよと、それもあわせてですね、いただけるように、何か市のほうからもちっと要望してですね、いただいたのは、無償でいただいたら、それが使えるような状態でもらわないと、また、そこにお金がかかる、ライセンス料がかかる、また今度更新するなら、更新料が、またかかってしまうという、ずっとそれがかかってきて、一向にお金がかかるだけの様な気がするんですね、その辺のところを、国への要望もあわせてお願いをしたいなと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。放課後児童健全育成事業についてお尋ねしたいと思います。

本題の質問に入る前に、そもそも論の確認なんですけれども、放課後児童クラブに対する公的な財政支援ということについては、そもそも市町村が実施主体であって、それを委託する先が保育園等の法人さんだったり、学校の保護者会さんだったり、NPO法人さんだったりするのが、今のあり方というふうに認識してるんですけれども、この放課後児童クラブの運営に係る経費に、国・県・市がどのように負担するかについては、たしか国が定めた基準に基づいて算定する方式と、あと、利用者の皆さんが、月々に納められる利用料と同等額までしか出せないというのを比較して、どちらか安いほうを選択して出されている、いわゆる熊本版方式があったというふうに思うんですが、今なお、現在そのような方式を採用されているかどうか、お尋ねします。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未

来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい、こども未来課、白川でございます。よろしくお願いします。

今、議員申されたように、現在熊本版というような形ですね、国の算定します補助基準額と利用料、そちらを比較しまして、金額の少ないほうを委託料という形でお支払いするという形をとっております。

以上です。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。そこを踏まえてなんですけれども、今回の補正で出されてます、いわゆる開所時間の延長に対応する支援ということでの公的援助になりますが、ここに出ている七百五十数万については、どのようなスキームで考えていらっしゃるのか、考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。今回の事業はですね、平日におきまして、1日6時間を超えて、かつ18時30分、いわゆる午後6時30分を超えて開所する児童クラブに対して、それに必要となる賃金を補助するというものでございます。

算定根拠的な部分になるかと思いますが、これについては、事前にですね、全ての児童クラブのほうに調査をいたしまして、今回、開所時間の延長の意向の有無、それから、それに必要となる賃金の増加額というのを確認をさせていただきまして、回答のあった8の放課後児童クラブについて、予算を計上させていただいております。

それから、今回は新たに開所時間の延長の意向はありませんけれども、既に該当する時間に

ついて、開所時間を行っていらっしゃる放課後児童クラブについては、その該当する部分の、要は賃金の上乗せ部分ですね、処遇改善に当たる部分につきまして、補助の対象とできるように、今回は金額を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、御丁寧な説明、わかりやすくありがとうございました。

今回の財源内訳でいくと、国が3分の1、県が3分の1、市が一般財源の3分の1ということであると、いわゆる利用者負担は発生しないというようなことになるのかなというふうに理解するんですけど、それでよろしいでしょうか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。今回のですね、開所時間延長の支援部分については、利用者負担というもので賄うということとはできないというふうになっておりますが、その開所時間自体の延長の部分に対する利用者負担や保育を行うに当たっての利用者負担を取ることとは可能であるというふうになっております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今まさしく議論されている、子ども・子育て新システムがですね、今後どういうふうな形で、この放課後児童クラブに当てはまるかというのも注視しなきゃいけないというふうに思うんですが、今回のような支援策というのは、これまでなかった観点からいくと、非常に保護者の方、利用者の方、助かられるというふうに思っ、私も賛同する

立場であります。

しかしながら、熊本県版がですね、今後新システムの中で、どういうふうになっていくかということは、非常に関心が高いところでございまして、そこがうまく整理されないと、また、熊本県の、平等に児童クラブのサービスを受ける皆さんが、他県に比べれば、少し残念な状況になるということもあると思いますので、この辺は十分、何といたしますか、主体性を持って、八代市さんも、今後熊本県とですね、協議、国のシステムがどうなるかを見据えながら対応していただければというふうな要望をさせていただきたいと思います。頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、パトリア千丁の揚湯試験のことなんですけども、809万2000円という金額が上がっているんですが、この揚湯試験というのは、前からですね、パトリア千丁の温泉については、いろいろ、この委員会にもですね、報告があつて、ある程度理解はしてると思うんですけども、この揚湯試験を行うというのは、どんな試験になるんですかね。ちょっとその辺、詳しく教えてください。

○企画振興部理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○企画振興部理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。千丁支所、鶴田です。よろしくお願いします。

お尋ねの揚湯試験ですけれども、今回の揚湯試験は、現在のポンプの位置では、ストレーナー、鋼管の切り目を入れてある部分ですけれど

も、そこから不純物を吸い込んでいたということで、ポンプの位置を、例えば、500、400、今現在670のところにポンプが据えてあります。ちょうど、そのそばにストレーナーがあります。ですので、上のほうに500、400、300という形で、上のほうに徐々に上げていって、濁り成分が出ないか、あるいは湯量が足りるかという試験を行います。不純物を吸い込まない位置を探しまして、かつ湯量も確保できる位置を特定するものです。その後、その深度に合った、深さに合ったポンプの選定を行って、次の作業を進めていくということになります。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。それじゃ、新たにボーリングしてから掘るというわけではなくて、今ある部分の中の670メーターを、今度は浅くしていくという、その中で、どこが一番湯量があつて、濁りがないかという、こういう試験なんですね。

それから、今、670があるんですけど、その670からもっと深くいくというふうなことではないですかね。ちょっと聞かせてください。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○企画振興部理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） お答えします。

深度を深くすると、ストレーナーよりも下ということになりますし、その下、えっと何百メートルだった、径が小さくなっているところ…。（発言する者あり）その下は鋼管の径が小さくなっております。100だったかと思えます。で、ポンプが入らないということになりますので、やはり、ストレーナーよりも上のほうで探っていくということになります。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この揚湯検査においてですね、どこも、上のほうはどこも濁りがあって、どうしようもなかったという、そういうのも想定されるんですけども、そういったときには、また、別のところをボーリングして掘るという、こういう形になっとですかね。今の、この中については、670メートルで濁りがある。なら、500メートルも濁りがあつとじゃなか、ずっと今上げよるわけだけが。その300メートルも、その辺のところについては、ずっと上がってくるのかなあなんて思っているんですけども、その層によって違うというふうな話なんですかね。ここの670の層は濁りがあるけども、500の層は濁りがない。私は、どちらかというと、縦に入ってるもんだけんが、下から濁りがあるなら、ずっと濁りはあるんじゃないかというふうに考えるんですけど、その辺についてはいかがですかね。

○企画振興部理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○企画振興部理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。濁りについてですけれども、2月から3月にかけて、井戸の調査を行いました。結果については、御報告いたしましたけれども、その中で、カメラの調査を行っております。カメラで井戸の中を見たところ、濁りは確認されていないということで、ストレーナーからポンプが吸い込んでいたと。10年前に井戸の改修を行っておりますので、鋼管の内側に、さらに小さい鋼管を入れてあります。そのすき間を伝わって、ポンプが吸い込んでいたということで、その吸い込むところをちょっと離してやろうと。そうすると、吸い込みがなくな

るのではなかろうかということで、今回の試験を提案しておるところでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。1日も早いですね、検査結果が出るならば、いつもように、この文教福祉委員会にですね、報告をしていただければというふうに思ってます。

以上です。（企画振興部理事兼千丁支所市民福祉課長鶴田英治君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。意見、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、事件議案の審査に入りますが、小会いたします。

（午前11時00分 小会）

（午前11時01分 本会）

◎議案第57号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第57号・八代市国民健康保険税条例の

一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。それでは、続きまして、議案第57号・専決処分の報告及びその承認について、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、国保ねんきん課の中村課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よろしくお願いします。

国民健康保険税条例の一部改正、専決処分いたしましたので、そのことについて御報告いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 議案書の25ページをお願いします。

議案第57号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますけれども、専決処分した事件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから、提案するものでございます。

次の26ページでございますが、3月31日付で専決いたしました、専決第5号・専決処分書でございます。

次の27ページは、国民健康保険税条例の一

部を改正する条例ちゅうことで、改正条文を記載しております。

改正の内容につきましては、お手元に配付してございます、右上に議案第57号関係資料と書いてあります資料で御説明いたしたいと思っております。

まず、改正概要でございますが、改正の趣旨としまして、平成26年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、地方税法の一部改正に合わせまして、本市国民健康保険税条例におきましても、必要な措置を行いまして、また4月1日から施行となりますことから、3月31日付で専決したものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、課税限度額の引き上げといたしまして、後期高齢者支援金等の課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金の課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。

2点目に、国民健康保険税軽減の拡大ということで、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の、——軽減する場合の軽減判定所得について引き上げ等を行っております。5割軽減の基準におきまして、24万5000円を乗ずる加入者数に、これまで加入者を含めないで計算してございましたけれども、加入者を含めて計算すると。2割軽減の基準におきまして、加入者数に乗ずる金額を35万円から45万円といたしております。軽減判定所得の引き上げを行い、対象者の拡大を図るものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日からとなっております。

改正による影響でございますけれども、限度額の引き上げの影響といたしまして、限度額超過世帯、対象世帯が1000世帯ございますけ

れども、収納率等を勘案いたしまして、課税収入額で3800万円の増、軽減拡大の影響をいたしまして、対象世帯が1300世帯ほど増加いたしますけれども、課税収入額で6900万円ほど減少するものと見込んでおります。

なお、資料の2ページ以降は、改正条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正分で、アンダーライン分が改正箇所となっております。

以上、御報告いたします。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、説明の内容、よく理解できました。

ちなみになんですけども、いわゆる対象者、——市内における対象者の皆さんにはどういう形でお知らせをなさるか聞きたいんですが。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、7月1日号だったですかね、広報紙で掲載する予定です。それと、ホームページにも、一応記載いたして、あっ、済みません、既に後期高齢者医療というのがございますけれども、後期高齢者医療につきましては、4月1日号でお知らせしておりますけれども、この国保に関しては、7月1日号の広報紙で周知を図ることとしております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、理解しました。

丁寧な御対応をですね、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（中村和美君） ほか、ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認について、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

しばらく小会いたします。

（午前11時08分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎議案第63号・八代市立図書館条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第63号・八代市立図書館条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、大変お世話になります。

議案第63号・八代市立図書館条例の一部改正について、濱田図書館長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） 濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。図書館の濱田でございます。どうぞよろしくお願いいたします

します。着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○図書館館長（濱田大祐君） まず、八代市立図書館条例の一部を次のように改正する提案理由でございますが、図書館の管理を指定管理者に行わせるための規定を設けるとともに、休館日及び開館時間を条例に定めるには、条例の改正が必要であるため、提案するものでございます。

平成27年4月1日から図書館に指定管理者制度を導入し、開館時間の2時間延長や年末年始休暇の4日間の短縮等、図書館サービスの向上、市民サービスの向上を図ることを目的として改正するものでございます。

資料の42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第3条中の分室を削除いたします。分室の運用規定は、要領で定めることといたします。

これは、指定管理者の管理の範囲を、八代市立図書館本館及び分館のみとする必要があるためでございます。また、分室には、専任職員や図書館システムを配置しておらず、実質的には公民館図書室と同様の貸し出しのみのサービスを行っているためでございます。ただし、改正後も分室でのサービスは、現在と同様の内容を行う予定でございます。

次に、現行の第4条に、職員を規定しておりますが、この職員規定を削除いたしたいと考えております。指定管理開始後は、職員は配置しないためでございます。

第4条には、新しく休館日を規定いたします。これは、八代市立図書館条例施行規則に規定していたものを、条例に移行したものでございます。本市では、指定管理者制度導入時に、条例を改正する場合、統一した条例のつくり方をしており、施設の開館日、時間等につい

ては、規則ではなく、条例にて明確に規定することになっているためでございます。

また、第4条第1項第1号では、年末年始の休館日を6日間から2日間へ短縮し、12月31日と1月1日のみといたしております。

さらに、第1項第2号に特別整理期間、これは、蔵書点検の期間ですが、6日以内と定めております。

また、第2項では、施設点検日を毎月1日設けることといたしております。ただし、教育委員会が必要がないと認めるときは、設定しないことといたしております。例えば、特別整理期間と施設点検日が重複した場合、施設点検日を別途設けなくても、同日に施設点検の作業ができるためでございます。

続きまして、条数の変更をいたしております。第9条を第12条へ、第8条を第11条へ、第7条を第10条へ変更いたしております。

次に、第8条、指定管理者による管理を新しく設定いたしております。第1項では、図書館の指定管理は地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせることができる旨を規定いたしております。

第2項では、第4条の休館日及び第5条の開館時間の規定にかかわらず、指定管理者は教育委員会の許可を得て、開館日または開館時間を変更することができる旨を規定いたしております。

第3項では、第4条第2項、第6条中及び第7条中の教育委員会を指定管理者と読みかえるものとする規定をいたしております。

第4項では、指定管理開始前になされた許可申請は、開始後の指定管理者になされた許可申請とみなす規定をいたしております。

第5項では、指定管理開始前になされた許可は、開始後の指定管理者になされた許可とみなす規定をいたしております。

続きまして、第9条に、指定管理者の業務を新たに規定いたしております。第1号、図書館の運営に関する業務、第2号、図書館の利用に関する業務、第3号、集会室等の利用の許可に関する業務、第4号、施設等の維持及び修繕に関する業務、第5号、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館管理上必要と認める業務を規定いたしております。

そのほか、条数の変更で、第6条を第7条としまして、第5条中の八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を教育委員会へ改めております。これは、既に第4条第1項第2号中に規定したためでございます。

また、第5条を第6条へ変更いたしております。

そのほか、新たに第5条、開館時間を設定いたしております。これも、第4条の開館日と同様に、これまで図書館条例、――規則ですね、規則に規定していたものを条例に位置づけたところでございます。

同条の第1項第1号では、開館時間をこれまでより2時間延長しまして、平日は午後8時までに変更し、第2号の土・日・祝日では、午後7時までに変更いたしております。

また、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行することといたしております。

以上のとおりに改正をいたしまして、指定管理者制度を導入し、さらなる図書館サービスの向上、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 橋本です。ありがとう

ございます。

ちょっと場違いな話になるかと思うんですけど、当然指定管理者の方が、第9条にあるように、5つの項目について業務を行うものとするということで、いわゆる監督権といいますか、そういうものは、特に条例として設けなくても、当然教育委員会のほうで監督をするという形でよろしいんでしょうか。それとも、何か規定を設けたほうがいいのかという印象があったんですけれども、その点に関してはどうでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。監督権というものにつきましては、法律に従ってやっていくことになりますけれども、指定管理者が行うべき権限、持つべき権限というものと、行政が持つべき権限というのは明確に分けてですね、法令に従って分けて規定をしております。そのことは、具体的には業務仕様書の中に、リスク分担表ですとか、そういう規定をいたしまして、それぞれ役割を遂行していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ちょっと前にもお話を聞いたかと思いますが、この平成27年4月1日からのスタートするまでのですね、スケジュール、どういうふうな形で指定管理者を募集してというような部分での、そのスケジュールを、もう一回教えていただければ

と思います。

○図書館館長（濱田大祐君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。大まかに申し上げますと、本議会で、仮に議決をいただきました後に、7月から公募型によるプロポーザルを実施しまして、受託していただける事業者を選定してまいりたいと思っております。その期間が、約2カ月間ぐらいかけまして、選定委員会を設けまして、選定委員会の中で事業者の候補者を決定していただくこと、それから、その候補者、それと債務負担行為、来年度からの指定管理に係る予算を債務負担行為としましてですね、12月議会に、候補者の事業者の決定及びその債務負担行為の議決をいただくために、12月議会に諮りまして、2つの議決をいただきたいと考えております。

その後、選定されました事業者と協定書を交わしまして、1月、2月、3月に準備をいたしまして、4月から指定管理の開始と、そういう流れで行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。もう一つ、この指定管理者は、当初5年だったのですかね、3年だったのですかね、期間は。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい、5年間でございます。（委員堀口晃君「5年間ですね。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第63号・八代市立図書館条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書について、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市新型インフルエンザ等対策行動計画について）

○委員長（中村和美君） このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お疲れのところでございますが、続きまして、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画を、今般策定いたしましたので、御報告させていただきます。

報告につきましては、健康福祉政策課の碓塚課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい、健康福祉政策課の碓塚です。よろしく願いいたします。座りまして、説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） お手元に、資料のほうを配付いたしておりますが、3枚ほどのホッチキスどめの資料と、それと八代市新型インフルエンザ等対策行動計画、計画書のほうをお配りしておりますが、ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

計画の内容、かなりありますので、きょうは、概要というふうに、3枚物のホッチキスど

めの概要と書いているほうで御説明いたしたいというふうに思います。

今回、御報告いたします理由としましては、根拠法であります、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項に、市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかにこれを議会に報告するとともに公表しなければならないというふうにあるためでございます。

それでは、概要版のほうを見ていただきたいと思います。

まず、1つ目、1ですけれども、市の行動計画の位置づけでございますが、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法、——25年4月1日施行ですが、——に基づく計画でございます。政府及び熊本県が作成する行動計画に沿って作成いたします。

市行動計画には、本市の新型インフルエンザ等対策の基本方針や緊急事態宣言時の対応、住民への予防接種、各発生段階の具体的な対策などを規定いたしております。

今、各発生段階というふうに申し上げましたが、1枚めくっていただきまして、発生段階のほうを、先に御説明いたしたいと思います。

（ウ）発生段階というのが、2枚目のほうにございますが、これは左のほうが政府の行動計画ということで、5段階になっております。未発生期、海外発生期、それから、国内発生早期、国内感染期、小康期というふうでございます。

右側のほうが、県及び市の行動計画で設定いたしております6段階でございますが、まず、未発生期、海外発生期、それから、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期というふうになっております。

続きまして、もとに戻っていただきまして、1枚目のほうに戻っていただきまして、2の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的

な方針でございますが、目的、基本的戦略といったしまして、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する、また、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするというのが目的でございます。

下のほうに図がございますが、これは、インフルエンザが発生をいたしまして、蔓延した場合に、一時期に、短期間に医療側が対応できないような数の罹患者が発生しますと、市民生活に多大な影響を及ぼすということから、早目の対策が必要ということでございまして、右のほうにピークをおくらせる、あるいはピーク時の患者数等を小さくするというふうにございますが、その対策といたしましては、海外発生期から、早期からですね、情報をつかみ、新型インフルエンザの病原性、感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、さまざまな段階の対策を想定しておき、状況に合った対策を選択し、対応することが重要でございます。

具体的に申し上げますと、住民への早目の情報提供により、個人レベルでの予防対策、いわゆる手洗い、うがい、せきエチケット等を促す、また、不必要な外出を控える、あるいは人の多くの集まるところに行かないなどの行動抑制を勧告することが考えられます。

最も効果的な対策といたしましては、後ほど説明いたしますが、予防接種になるかというふうに思います。

1枚めくっていただきまして、裏面のほうを見ていただきたいと思います。

3の市行動計画の概要というふうでございます。（ア）緊急事態宣言時の対応、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国性的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部長が宣言をいたします。緊急事態の宣言をいたします。病原性が

低い場合には、宣言は行われません。

この緊急事態宣言が行われますと、国もそうですが、八代市としても対策本部の設置をいたします。それから、住民に対する予防接種が行われます。

予防接種につきましては、下のほうに（イ）でございますが、2種類ございまして、特定接種、これは必要に応じ、海外発生期からですね、海外発生期早期から、医療機関、鉄道・バス等の登録事業者、新型インフルエンザ等対策に従事する国家公務員に、国が主体となってというふうにございまして、先行して接種ということで、市町村も同様に、こういう直接かわる人、職員ですね、に対して接種を行うと、優先して行うということになります。原則集団的接種で、1カ所で集団接種を行うということになります。

それから、住民接種ですが、これは必要に応じ、県内未発生期から、県内ではまだ発生していないんですが、早目に市町村が主体となって、住民に接種を行います。

接種順位を4つのグループに分けまして、国において優先順位を決定して行います。これは、いろんなタイプのインフルエンザがありまして、そのタイプに応じて4つのグループを優先的に考えて行くと。医学的ハイリスク者、それから、小児ですね、子供、それから、成人・若年者、高齢者というふうに分かれております。

医学的ハイリスク者というのが、どのような人たちかといいますと、呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者など、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者を指しております。

下のほうが、政府が緊急事態の宣言を行ったときの予防接種について記載しております。左側が緊急事態が宣言されたとき、右側が緊急事態が宣言されていないときですけれども、緊急

事態が宣言されますと、これは非常に病原性が高いということで、臨時の予防接種といいまして、予防接種法に規定がございまして、予防接種を行うと。この費用につきましては、公費で負担を行いますということになります。

それから、右のほうの緊急事態が宣言されない場合ですね、これは当然病原性が高くないということで、宣言をされていないんですが、新臨時接種といいまして、みずから予防接種を行うことは可能なんです、原則自己負担ということになっております。

最後に、ワクチンについてですけれども、新型インフルエンザといいますので、これまではない、新しい型のインフルエンザということなので、ワクチンを接種いたしますけれども、政府のほうで備蓄をしております、県にもありますが、型が幾つかありまして、合う形であればですね、効果があるということで、プレパンドミックワクチンといいまして、プレというのは前ですね、パンデミックといいますのは世界的大流行という意味で、早目に、今まであったインフルエンザのワクチンをつくって、持っているんですけど、それで効けばですね、効果があればいいんですけども、新しい型で効果がないときには、罹患した、感染した方から抗体を採取いたしまして、それを培養して、新しいワクチンをつくるということになります。それにつきましては、6カ月ほど期間がかかりますので、政府のほうで、そちらのほうの措置はとるといふふうに決まっております。

非常に簡単ではございますが、以上のような内容が新型インフルエンザ等対策行動計画の内容でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この緊急事態が発生したというのは、告知ですけれども、告知の方法はどういうふうな形で告知されるかというのが一つと、それともう一つは、このインフルエンザがはやり出しましたよというふうな部分で、何人ぐらいがそうなったときに、非常に新しいインフルエンザですんで、どういうものかわからないという状況がある中において、1人が感染をしたというふうな状況の中で、非常事態が発生するのかどうかという、感染力が物すごく強いということで、1人でもしたら、緊急事態というふうな形になるのか。人数的なところにおいては、例えば、1日に10人、20人という部分がふえてきたら、すぐ緊急事態になるのか。その辺の緊急事態ですね、位置づけというか、それはどういうものなのかということと、あとは、どう皆さんに知らせめせるかという、公表のやり方ですね、この辺は、詳しく書いてあるんでしょうけれども、その辺、ちょっと教えていただければと思います。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。先ほども申しましたけれども、まず、国のほうで宣言をするということで、その宣言に基づいて、県も市町村も同様の対応をとるといふことになっておりますので、まず、国のほうがですね、これは新型の非常に影響の大きいインフルエンザであるという判断をいたしますので、それに基づいてということになります。詳しい、例えば、何人とかというのを、よくわかりませんが、国の専門機関のほうですね、そういうのを対応できるところで判断を行って、国が言って、県も市も同じような対応をとるといふ仕組みといいますか、そのための事前の計画をこのようにつくっておくと

いうことをございまして、人数云々というのは、ちょっと私たちもですね、わかりませんけれども。（委員堀口晃君「わからない」と呼ぶ）はい。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） では、今のお話ですと、国が動かないことには、八代市の対応はしないんだという、こういうふうなお話ですね。国が非常事態宣言をしない限りは、県も市も動かないと。そこに、患者さんがいてというふうな状況があって、国の対応が非常にまずいという状況もあるにもかかわらず、こっちのほうでは、手当てでも何もできないという、こういう話なんです。八代市についてはですよ。国が非常事態宣言を出さない限りは、八代市も出さないし、八代市でがあとと上がってきている状況があるにもかかわらず、国が対応しないときには、早期の、僕はですね、こういったやつは、早期の対応、この間の鳥インフルエンザじゃないですけども、ああいったやつで、もう即刻県知事が動きをします。その地元における人間が対応しないと、そのための計画じゃないのかなと、僕は思ったもんだけが、じゃなくて、今お話聞いたら、国がそういうふうなつくりなさいよ、つくりましたよって、国の指導のもとで動きますよというふうなお話ですね。その辺については、ちょっと何か違うのかなと思ったんですけども。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、續健康福祉政策課副主幹。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい、健康福祉政策課の續でございします。

今、議員お尋ねの国の緊急事態宣言でございしますが、こちらにつきまして、まず、緊急事態

宣言を判断、出すか出さないかの判断というのは、国においていろいろ、先ほど課長のほうが申しましたが、専門の機関がございます。例えば、病原性が至って強い、でも、感染力はそうでもない、あるいは感染力は非常に強いけれども、病原性は弱い、いろいろなタイプのはやり方がございます。その中で、非常に国民の生活、あるいは国民の経済に与える影響が大きいと、国家において判断をする場合に、この緊急事態宣言というのが行われます。

ただ、この緊急事態宣言を行う前に、予防接種を、例えば、自発的にするとかいうようなことはですね、それはできます。ただ、予防接種を打ちなさって、先ほど表の中にもございましたが、新型のインフルエンザが仮に発生した場合に、特別対策措置法に基づく緊急事態宣言で接種する予防接種より、ちょっとワンランク下がります、いわゆる通常の予防接種と同じような形での自発的な予防接種の接種行為ということは、これは可能になります。ですので、当然うがい、手洗いであるとか、あるいは市民に向けての海外に行く際には気をつけてくださいとか、そういったような事前の啓発、そういったものにつきましては、当然それは緊急事態宣言が行われる前から対応することはできます。

ただ、この緊急事態宣言が行われるということは、いわゆるもう全国的にも非常に、かなり厳しい状況であるという際に発せられるものですので、いわゆる最終的な局面ということになります。ですので、場合によっては、この緊急事態宣言まで達しないで収束するというようなケースも考えられます。

ですので、あくまでも、これは一番最悪の事態と申しますか、非常にのびきらない事態になったときに、この緊急事態宣言が発せられて、そのときの市町村の対応を定めたのが今回の計画でございます。ですので、この前の段階で、そういったような自発的に行うことちゅう

のは、それは可能でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（堀口 晃君） はい……（健康福祉部理事兼健康福祉政策課長碓塚康浩君「いいですか」と呼ぶ）ああ、はい。

○委員長（中村和美君） いいですか、健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。恐らくですね、八代市で発生したということになれば、その情報が、保健機関を通じてですね、当然情報としては国のほうに行ったりするということもありますので、国は全然知らない、八代だけが大騒動になるというのはあんまり、情報が多分、国のほうには伝わってですね、国の専門機関あたりが調査をして、これは新型の非常に危ないインフルエンザであるとか判断したら、先ほど言いましたように、宣言をして対応するということになりますので、国内の一部だけが大騒動ちゅうことはですね、恐らくそれは、国が情報として得たらば、対応はするのかなというふうに思いますので、八代市だけというのは、ちょっとどうかなというふうに、国のほうにも行くんではないかという気はいたしますけど。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 私はですね、八代だけという話じゃなくて、何か事件があった、その事例があった場合には、速やかに対応ができるかどうかという体制づくりができていくかという、こういう確認なんですね。だけん、起きてしまった、国に情報を流した、で、国の判断を待っとうという状況の中で、私たちが、今何をしなければならないのかということが、そこで話し合われて、じゃあ、こういう事例があったときに、八代市はどう対応していくのかというふうなところを、皆さんが同じ共有をしているかどうかという話なんですよ。ですから、事例

があった、報告した、で、後は何もしないって、後は国の判断を待っただけという、こういうことじゃだめだろうという、何らかの対応をしないといけないんじゃないかということが、今回危惧するところだし、そこを思っているところなんですけれども、いかがですかね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。今、堀口委員の御指摘のとおりだと思います。仮に、八代市でそういった患者さんが発生した場合には、国の指示を待っていたのでは、非常に遅くなると、体制が遅くなりますので、そこについては、そのための八代市の行動計画というふうになっております。ですから、この間の鳥インフルエンザの件もありましたけれども、県が、国の指示を待ってからでは遅いということで、早急に対応したということで、感染源が拡大を防げたということもありますので、八代市が、もし、仮にそういうふうが発生した場合には、この行動計画に沿って、落ちついて、そして、情報を市民の皆様方にきちんとした、正確で早急な情報をですね、提供しながらですね、対応していくということになると思います。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、そのためには、今のネット社会ですね、SNSとか、いろんな部分使ってますね、ラジオもありますんで、テレビ、いろんな部分を、メディアを使って知らせるということをお願いをしておきます。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、今の関連なんですけど、例えば、新型ということに関して、今お話しだったと思うんですよ。従来、分類されているインフルエンザの種類としては、八代市内の医療機関でですね、早急に判定ができると思うんですけど、新型としての判定ができるというのは、八代市内の医療機関でもあるんですかね。だからこそ、国の機関が、専門の機関が新型としての認定をされているというふうに捉えた計画だと思ったんですけど、そこら辺いかがですか。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、續健康福祉政策課副主幹。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。ただいまの新型でございますけれども、既にもう、海外で発生しているような新型と言われているインフルエンザ、海外で発生されているようなケースでありましたら、国におきまして、国立感染症研究所というのがございます。そちらのほうで、それを必ず検査できるような体制をとっておりますので、そちらのほうで、これが新型であるという判断をしていただくことになります。

ただ、既に医療機関のほうにある検査キットあたりで確認できるものというのは、既にもう、蔓延しているものだけに限られますので、最終的には、これが新型であるかどうかというのは、県なり、国なりに随時上げていって、そこで判断していただくということになります。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 例えばの話なんですけど、県内で未発生である、九州でもまだ未発生である、でも、関東とかでちょっと出たという場合でも、緊急事態宣言が国のほうで発令されれば、八代市は、当然対策本部は立ち上げるわけですか。

○委員長（中村和美君） はい、砥塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（砥塚康浩君） はい。国で宣言をされますと、市でも対策本部を設置をして、その対策、段階別といえますか、いろんな対策をつくっておきまして、選択をして、現状に合うようなものを行うということになります。（委員村川清則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。予防接種を実際実施するとき、緊急事態宣言時には公費負担というような御説明があったかというふうに思うんですけども、この公費負担という、また、さらに内訳なんですけれども、国とか県とか市町村とかあるかと思うんですが、今現在で、この公費負担のあり方というのは、何がしか方針、方向性というのは示されているのでしょうか。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（砥塚康浩君） 済みません。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、砥塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（砥塚康浩君） 今ちょっと調べておりますが、ちょっと、私の記憶だと、国が2分の1とか、県、市で4分の1、4分の1とか、そういう負担割合

が、たしかあったような、全額国費ではなかったような気がいたしますけれども。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） そうしますと、何がしか市町村でもですね、負担が生じるんじゃないかなというふうに推察しますと、いわゆる市町村はそのための財源ということの確保が、非常に大事になってくるかというふうに思うんですね。かねてより、その辺のために、国保基金だったり、そういう位置づけを、私は、あったというふうに理解しているんですけど、そこら辺の考えはいかがでしょう。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。西濱副委員長御指摘のとおりでございます。国保財政調整基金というのが、そういった面からでもですね、基金を積み立てて、その一時的な医療費の発生した場合には、対策を講じなさいというのがありますので、今のところ、基金がありますので、そういったものも活用していくと。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。認識の確認についてありがとうございます。

もう一方ではですね、国保事務に関して、今後制度改正といいますか、いわゆる市町村の事務、県が包括するとか、いろいろ議論があるんですけども、そうした場合、そういった財源の確保というところは潤沢にできるようになるのでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の段階で、その辺については、ちょっと難しいとは思いますが、ただ、いずれ

にしても、国がそういったものがあれば、交付税あたりで措置されるのかなとは思いますが、今のところ、ちょっとまだはっきりわかってません。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。そういうことも課題の一つと思うんです、八代市に限らず、全国の市町村ですね。

それともう一つは、こういう対応が、対策本部とったならば、それにかかる費用というのも、突発的に必要になるというふうに思うんですね。そうしたときに、何をもって対応するか、もう待てないわけですから、予備費で充当するか、いろいろ現実的なことも考えなきゃいけないと思うんですけども、1点ですね、関連なんですけれども、資料の20から21ページに、組織体制というのが示されておりますが、きょうは、はつらつ健康課さんも御出席ですけれども、このインフルエンザの予防、それから、実際罹患して収束させるまでという一連のですね、対策というのがあろうかと思うんですが、市におかれては、健康福祉政策課、また、市立病院の対応のあり方とかあると思うんですけど、はつらつ健康課さんはどういうかかわり合いになっていくのでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はつらつ健康課の蒲生です。よろしくお願いします。

前回、はつらつ健康課のほうで所管をさせていただいて、動かさせていただきました。今回は、健康福祉政策課のほうに所管になります、対策本部等への、一緒に事務局として入りますし、主に私どもとしては、住民への予防接種と啓発活動になるかと思っております。

前回も、国、世界で発生した時点で、予防活

動のほうは、市報とかホームページとか、また、国内で発生したときも、市政協力員さんをお願いしまして、チラシのほうを全戸に配布していただいております。そのような活動が主になるかとは思いますが。

予防接種においても、個別医療機関での予防接種を、最初始めておりましたが、非常に小児期への予防接種が始まりまして、小児科の窓口が非常に混乱したということもありまして、医師会とお話ししまして、集団予防接種ということで、県下では最初の取り組みとして行ったところです。

そのようなノウハウもありますので、今回はつらつ健康課としては、予防接種と予防活動をやっていければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。いろいろ、今御説明いただきましたけど、ちょっと私が聞き漏らしていたら恐縮なんですけど、冒頭事務局の構成員として入ることになるんじゃないかなろうかという御発言だったのでしょうか。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） 対策本部のほうの運営ですかね、そちらのほうに、補助的な意味で入るのではないかと思います。事務局側としてというふうに思っております。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） これまで対応のノウハウとかですね、実際そういう機能をお持ちの職場でいらっしゃいますから、ちょっとここ、資料を見た中でははっきり読み取れないから、明

確に、誰もが感じ取れるように記載されたらどうかというふうに思います。要望しておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この別紙のA3のやつを見てるところなんですけど、その中には、区分がありまして、縦のほうに実施体制、情報提供、予防・蔓延防止、市民の生活及び市民経済の安定の確保という部分があって、その一番下のところにですね、遺体の火葬・安置という部分がございます、それをちょっと見てみると、市は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力が限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保等について準備をいたしますという、これはもう、既に準備をしているという状況でよかですかね。こういうような状況があったときには、もう準備しますよという話なんですけども、ここはもう、既にどこに遺体安置をするよということは、もう決めてあるんですか。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、續健康福祉政策課副主幹。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。ただいまのお尋ねの、火葬能力を超えた場合の一時的な安置施設の確保につきましては、まだ、これからそのあたりは詰めていくことになると思います。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。いつ何どきですね、どういう状態で起きるかわからない。今か

ら探すよといって、あそこは当たったけどだめ、ここも当たったけどだめ、ここでだめというような話であるならば、やはり、その辺についてではですね、早目にこういうのは決めておく必要があるのかなと。仮に、ここに1次保管場所、2次保管場所、1次がだめなら2次、2次がだめなら3次というぐあいにですね、そういうふうな形での対応の柔軟さをですね、持っていただければというふうに思っております。

これはもう、既に施行されているという状況であるならば、もうそれは準備しとかなないといけないことじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） インフルエンザというのは、早く収束させることが目的ですよ。そのためには、ワクチンとか、そういうのが投与されると思いますけども、ワクチンなんかのですね、供給体制はどうなってるんですかね。そのあたりはどうなっているんですか。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。先ほど、續係長もちよっと触れましたけれども、プレパンデミックワクチンといって、大流行する前にですね、政府、国のほうでですね、国立感染症研究所でワクチン製造株を作製し、厚生労働省が、製造販売業者に生産の要請を行うというふうにあります、これが、先ほど言いましたように、これまでのやつのワクチンですので、それが即、効くかどうかわかりませんが、型がA、B、Cとか、幾つかありましてですね、同じ型なら効果があるかもしれませんが、それを国のほうで、一応今までのやつをですね、今までといたしますか、つくっております、聞かれたことがあるかと思いますが、タミフルというような種類です

ね、抗インフルエンザウイルス薬というのを、何千万人分かですね、一応政府のほうでつくってはおります。備蓄をしております。県にも、各都道府県にもありまして、必要に応じて県から排出、出ていったのを、国がまた補うみたいな、一応そういう体制はですね、とってはあります。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） あっ、はい。

○委員長（中村和美君） はい、續健康福祉政策課副主幹。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） まず、ワクチンなんですけれども、ワクチンといいますのは、基本的にその病原体が発生してから、実はつくるものでございまして、今国のほうで備蓄を進めておりますのは、先ほど課長のほうも申しましたが、プレパンデミックワクチンといいまして、主に鳥インフルエンザに対応するためのワクチンというのを備蓄をしております。

この備蓄をしておりますのは、あくまでもプレパンデミックワクチン、既に発生しているワクチンでございまして、今後新しく新型が出てきた場合にはですね、そちらのワクチンのもととなる病原体をですね、培養いたしまして、それを国の、先ほど申しました、国立感染症研究所、こちらのほうで培養をいたします。大体培養する期間がですね、製品になるまで約6カ月です。これは、国内のワクチンの製造メーカー、それぞれ会社がございまして、そちらのほうにですね、その株を、国立感染症研究所のほうから分けまして、そこで培養をして、約1億3000万本をですね、6カ月で製造するという体制を、国のほうはとっております。

これは、どうしても、ワクチンというのは、物が発生してから培養するちゅうことですので、本来だったら、まだ1年近くぐらかかるんですけれども、新しい培養方法で、6カ月間

で大量に製品をつくるということで、それをもって、ワクチンを接種することになると。

また、いわゆる抗インフルエンザ薬と申しますが、それが、いわゆるタミフルですけども、これは、どういうインフルエンザに効くかということは、これはそのケースによってもありますけれども、一般的には、このタミフルがよく効くというふうにされておりますので、国においても、このタミフルの備蓄は進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） じゃあ、今の説明だと、はっきり病原菌が確定するまでは、そのタミフルを投与するちゅうことですか。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、續健康福祉政策課副主幹。

○健康福祉政策課副主幹兼政策係長（續 良彦君） はい。一時的な対応として、タミフルを処方するということは、今のインフルエンザでもございますので、それで効くようであれば、タミフルを、当面の対抗策として接種することになるかもしれません。

ただ、インフルエンザのワクチン自体も、今既に持っているワクチンが、例えば、効力を発するというようなことがあれば、その備蓄ワクチンを、そういったものに培養していくということも考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（友枝和明君） 委員長、ちょっと確認ですばってん。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 毎年、私も予防接種2回受くつとですが、新型インフル、あれには予防接種の効果というとは、従来の予防接種の効果というとは。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） 今申し上げておりますのが、新型のインフルエンザで、毎年の季節性のインフルエンザと、また、別のものですので、恐らく毎年予防接種されるのは、新型ではなくて、例えば、香港型とかソ連型とかありますよね、その手のといいますか、通常の季節性のインフルエンザと、また、これはちょっと、今までにない部分の話ですので、——かと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（友枝和明君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画について終了をいたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほか当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午前 11 時 56 分 閉会）

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

平成 26 年 6 月 16 日

文教福祉委員会

委員長